

立川市分担金その他の歳入の延滞金の徴収に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布による。

立川市分担金その他の歳入の延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

立川市分担金その他の歳入の延滞金の徴収に関する条例（昭和36年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1 及び 2 ……略……</p> <p>3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該その年における<u>延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>付 則</p> <p>1 及び 2 ……略……</p> <p>3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該その年における<u>特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

附 則

- この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の立川市分担金その他の歳入の延滞金の徴収に関する条例付則第3項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。